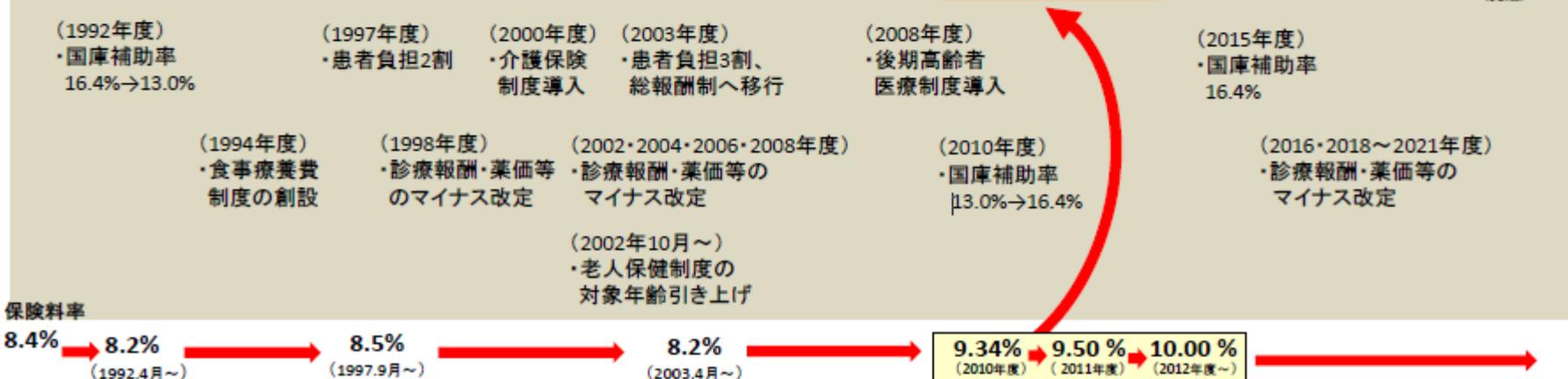
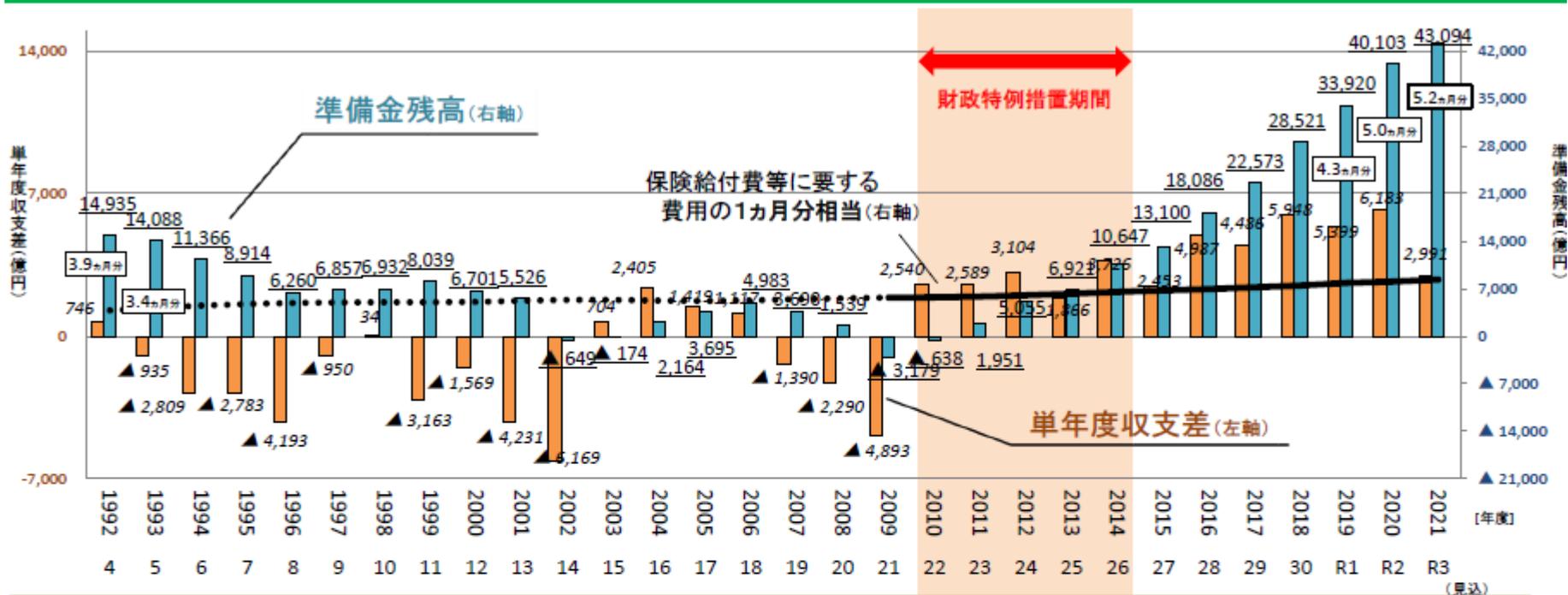


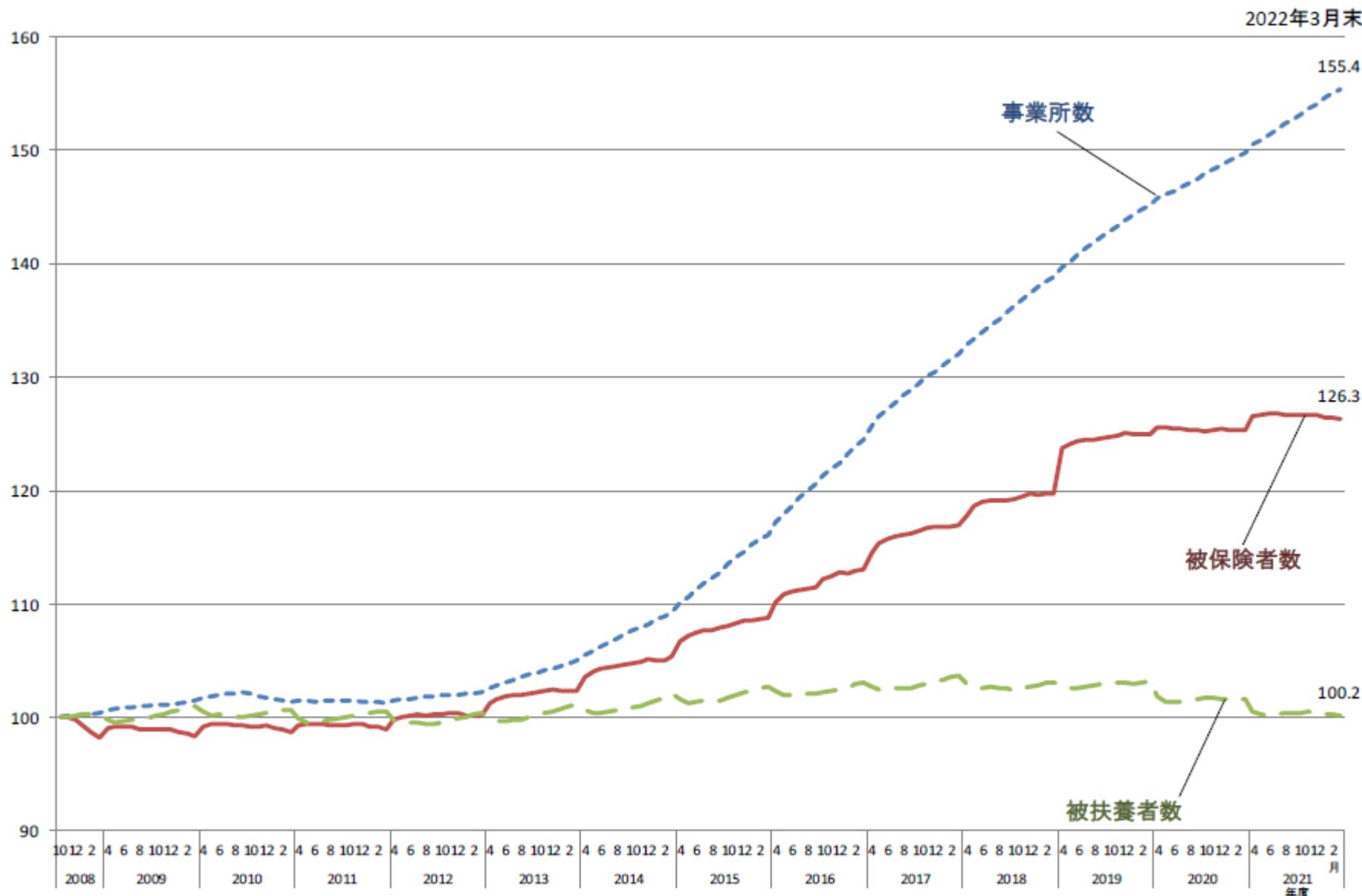
# 令和3年度決算見込み（医療分）に係る参考資料

# 単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)



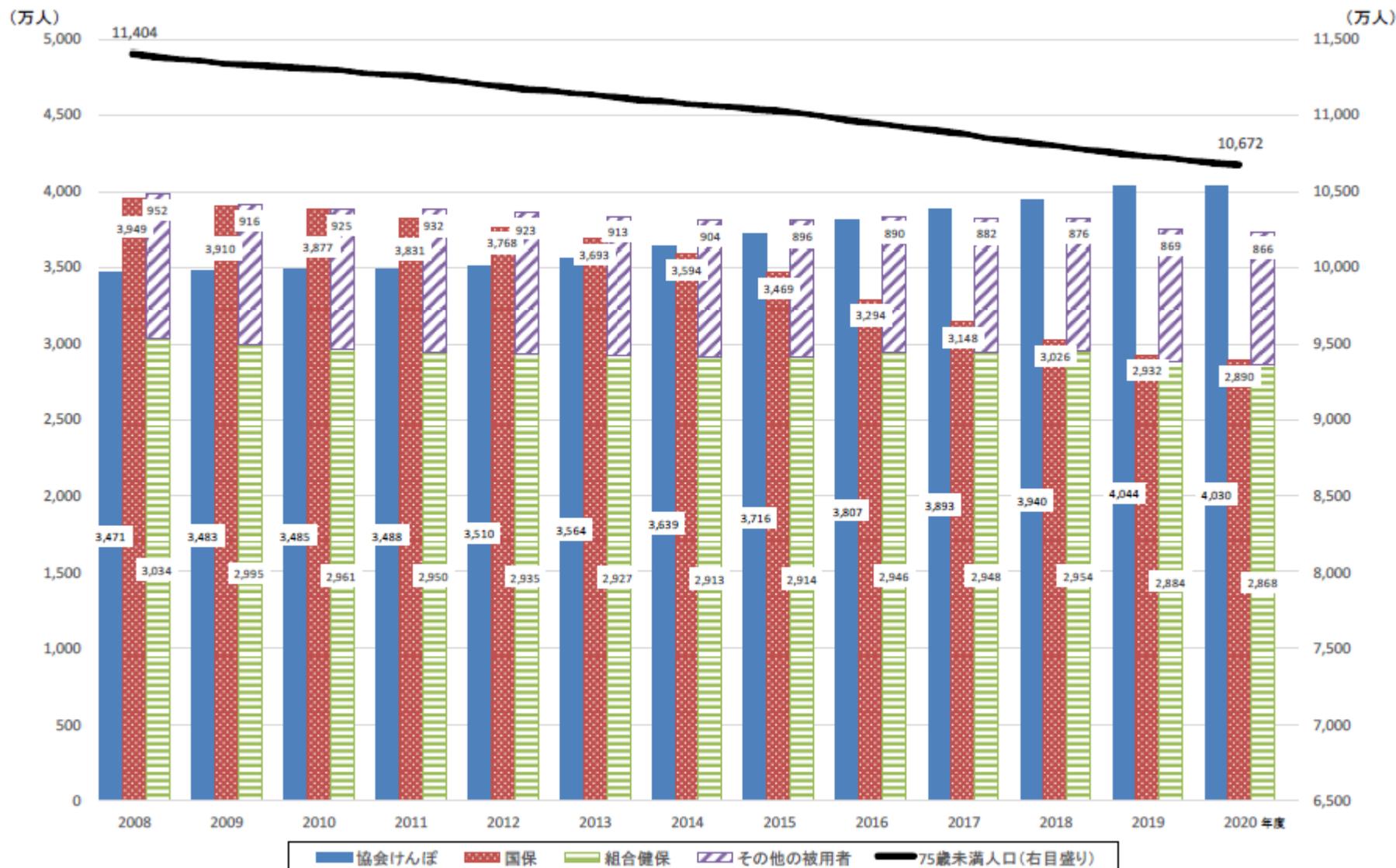
(注) 1. 1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 2. 2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 3. 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

# 協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)



※ 2008年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値を指数で示している。

# 75歳未満の者の制度別加入者数及び75歳未満人口の推移

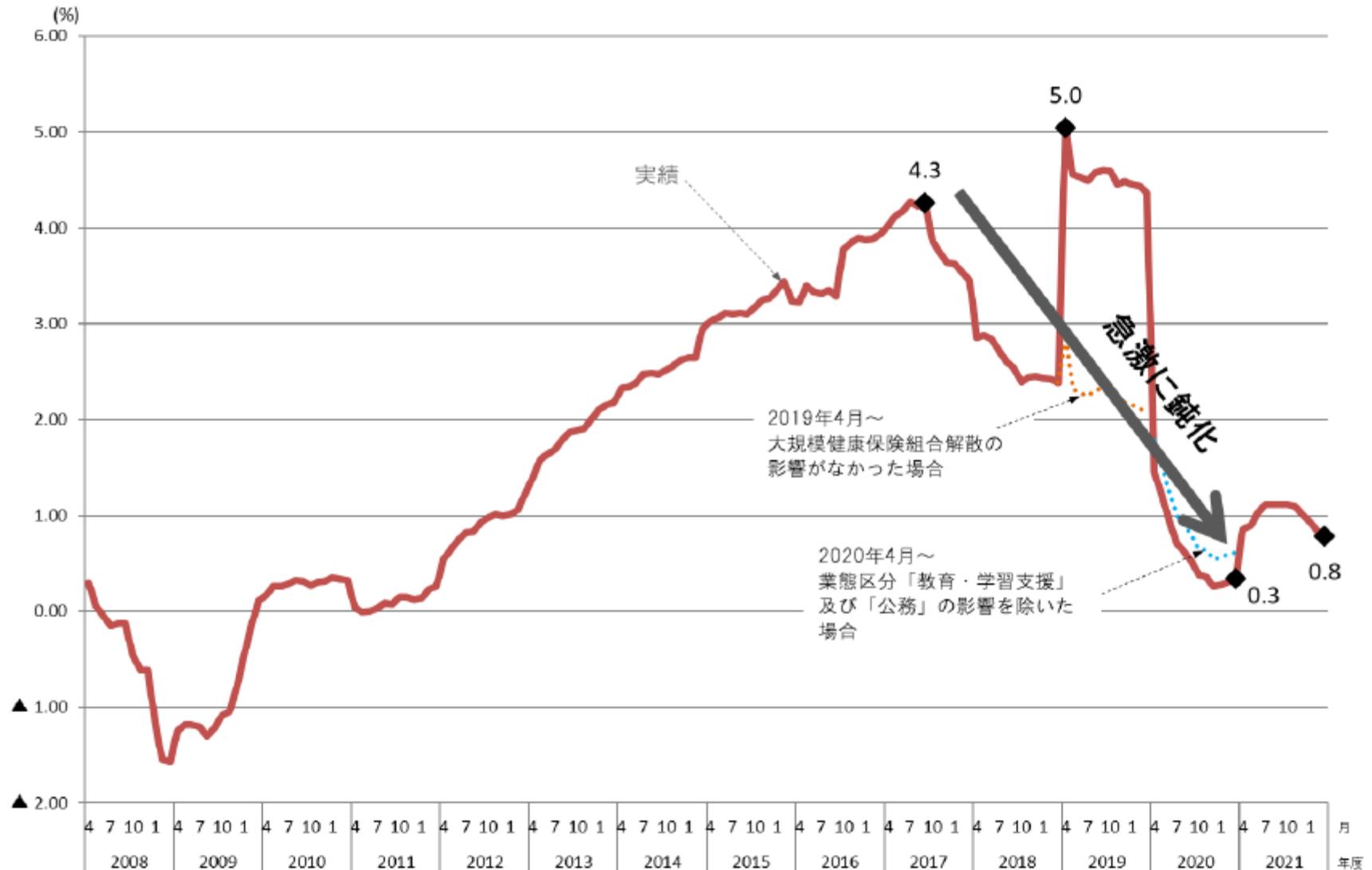


(注) 1. 協会けんぽ(日雇特例被保険者及びその被扶養者は含まない)、国保、組合健保及びその他の被用者は年度末現在の加入者数、75歳未満人口は翌年度4月1日現在の人口(総務省統計局「人口推計」の総人口)を表す。

2. その他の被用者は船員保険及び共済組合の合計である。ただし、2020年度の共済組合は前年度末現在の数値を計上している。

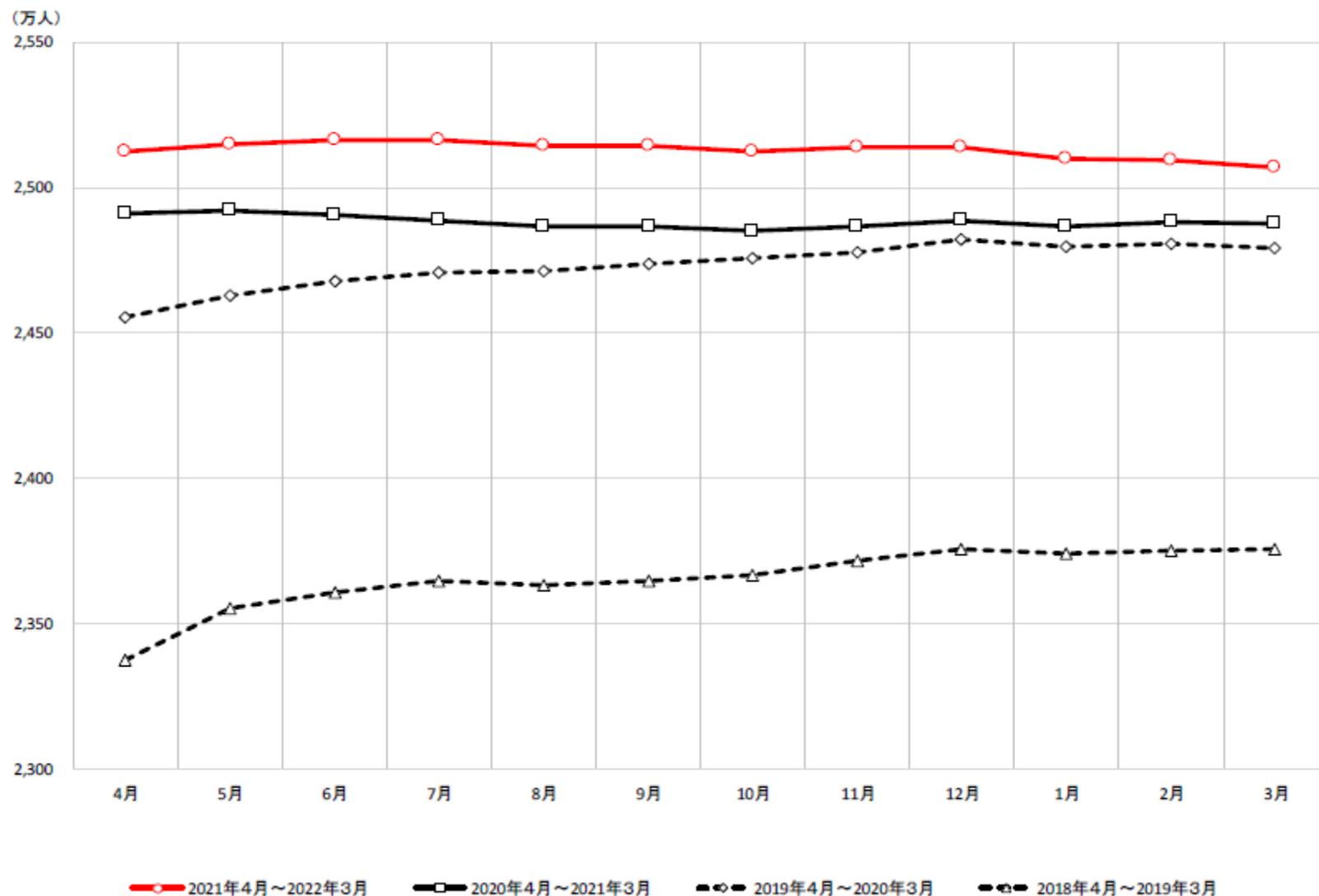
# 協会けんぽの被保険者数の対前年同月比伸び率の推移

被保険者数の対前年同月比の伸びは、2017年9月をピークに鈍化傾向が続いており、2021年度も比較的低い伸びで推移した。



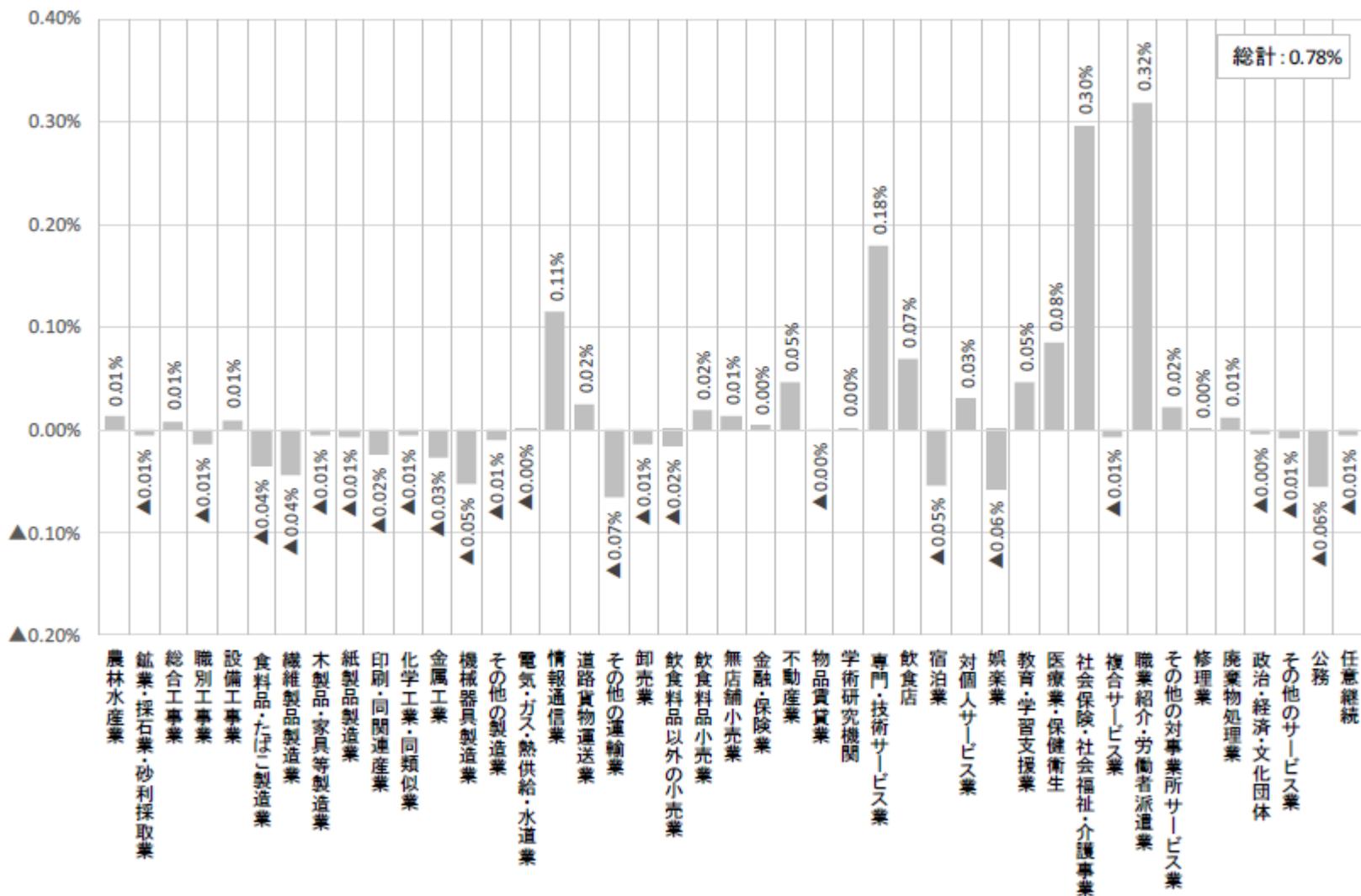
# 協会けんぽの被保険者数の動向(2021年度)

2021年度の被保険者数は、おおむね横ばい傾向で推移している。



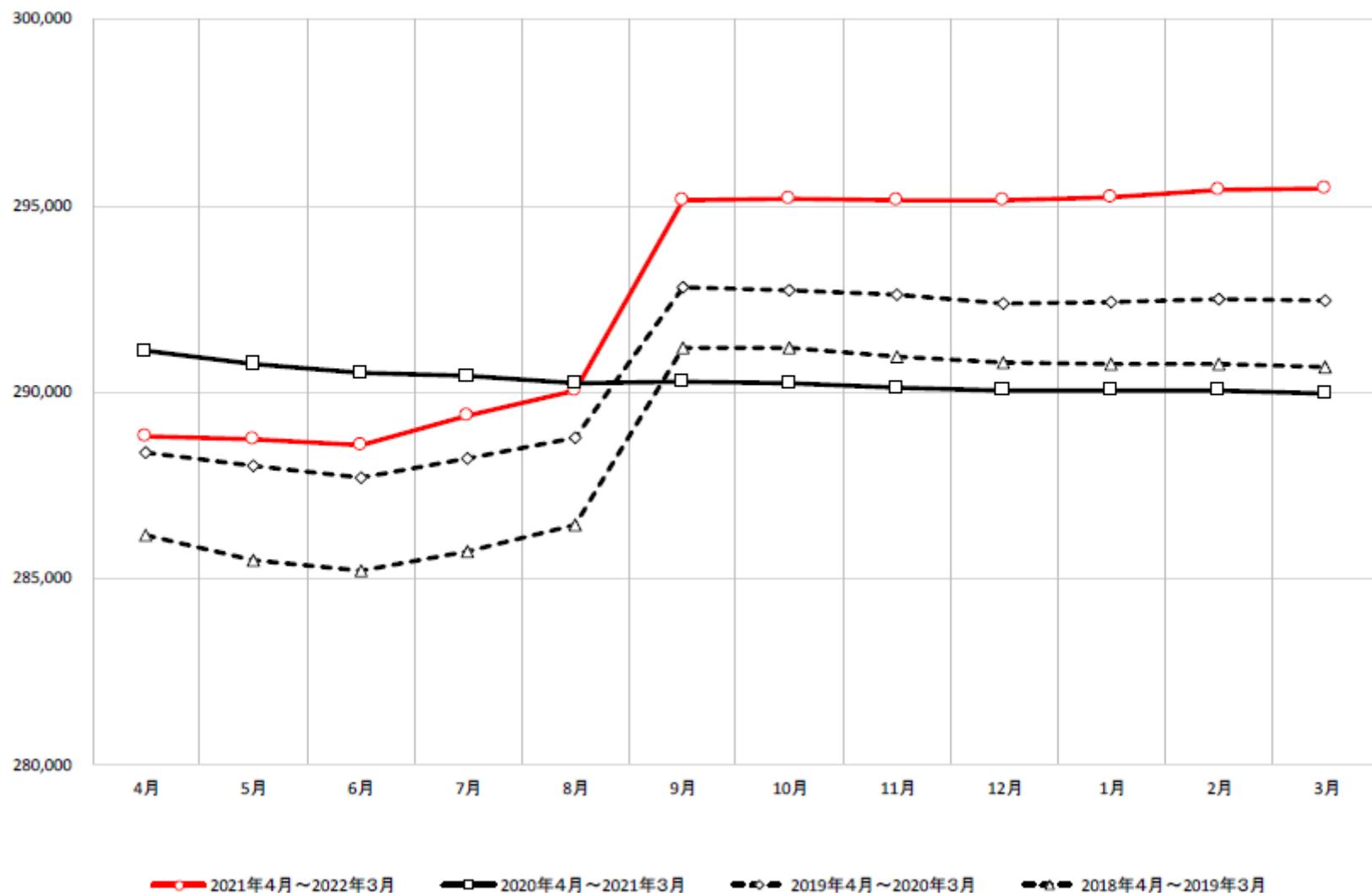
被保険者数について業態別でみると、特に「職業紹介・労働者派遣業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「専門技術サービス業」、「情報通信業」の対前年同月比が大きい(2022年3月末)。

協会けんぽの被保険者数の対前年同月比(2021年度末)の業態別寄与



# 協会けんぽの平均標準報酬月額の変動（2021年度）

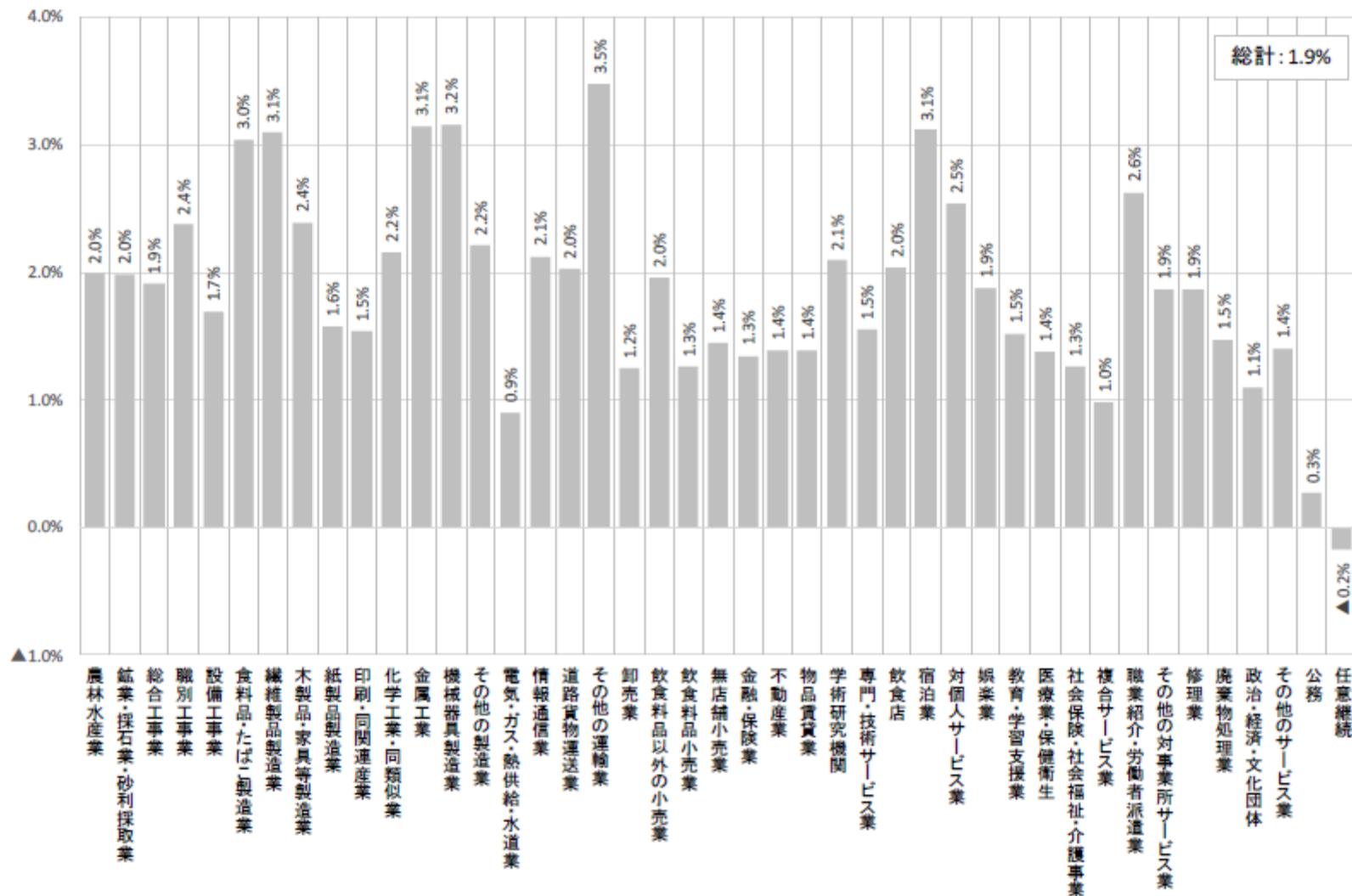
標準報酬月額について、2021年度は2020年度とは異なり、例年同様、9月に大きく増加した。



標準報酬月額について業態別でみると、特に「その他の運輸業(※)」、「機械器具製造業」、「金属工業」、「宿泊業」、「繊維製品製造業」、「食料品・たばこ製造業」の対前年同月比が大きい(2022年3月末)。

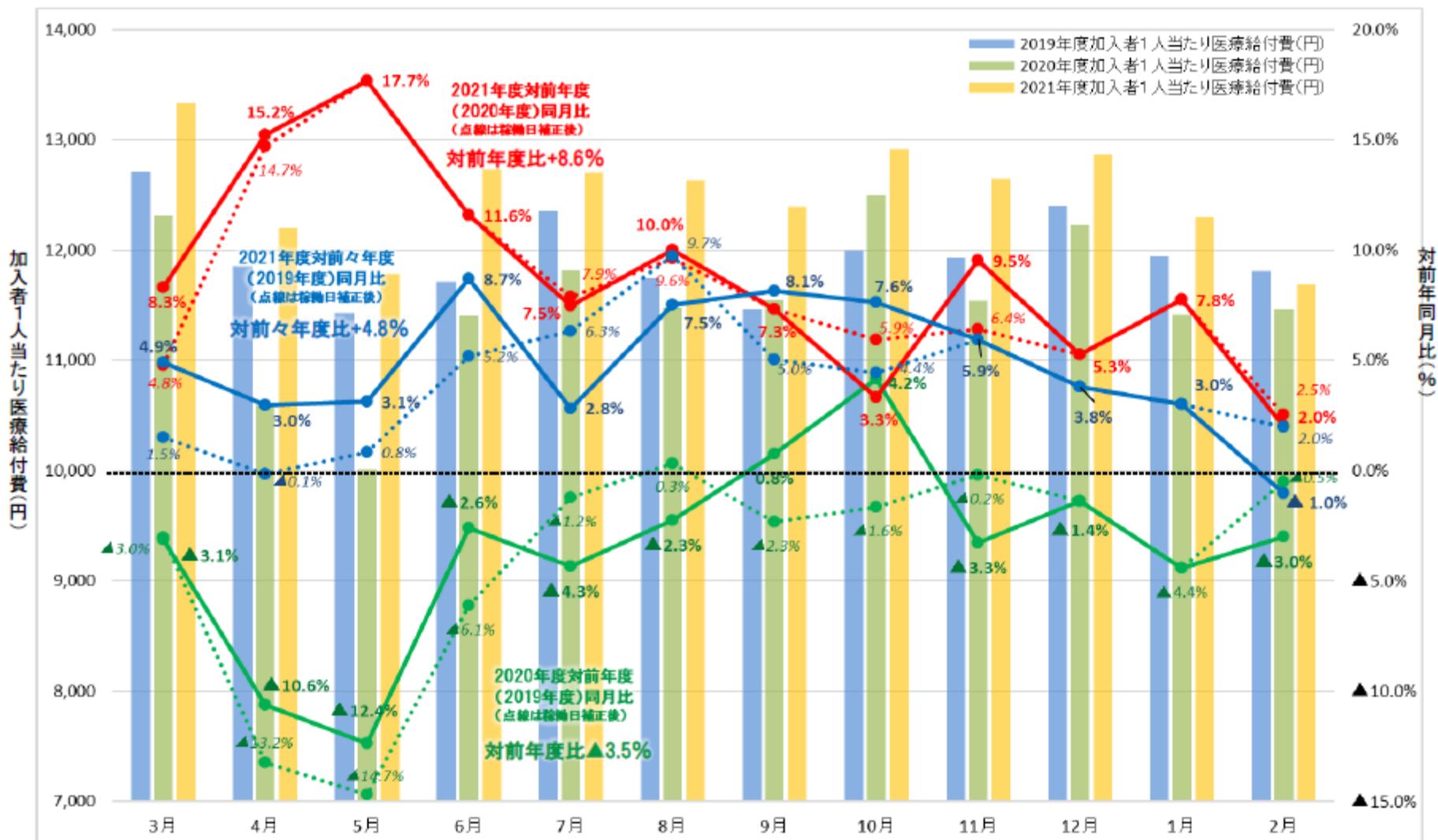
(※)「その他の運輸業」には、鉄道業、道路旅客運輸業、水運業、航空運輸業、倉庫業等が含まれる。

協会けんぽの業態別平均標準報酬月額の対前年同月比(2021年度末)



# 協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移

加入者一人当たり医療給付費の対前年同月比は、2020年度に新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によってマイナスとなった反動等によって、2021年度は大きな伸びとなった。

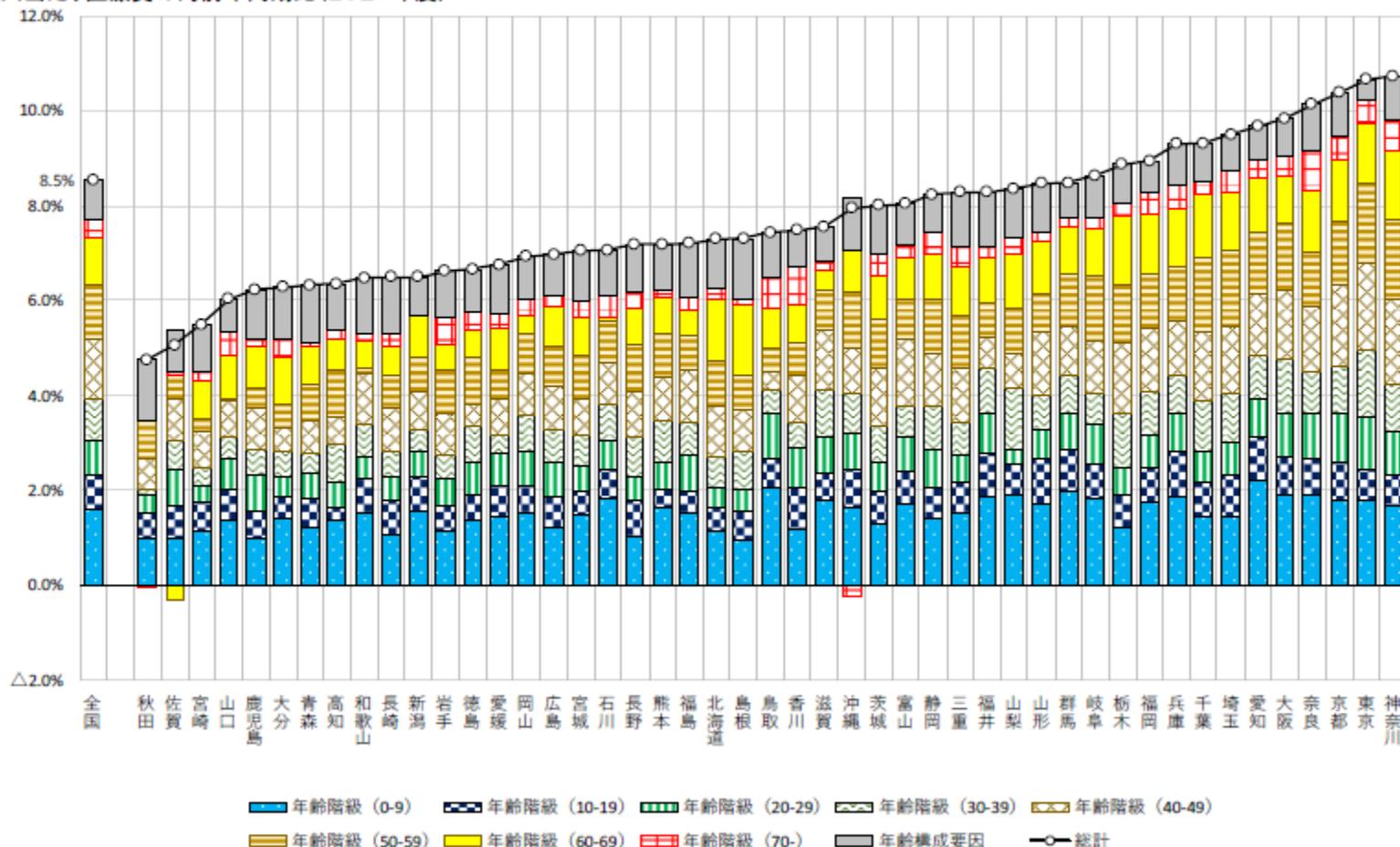


# 協会けんぽの医療費の動向(2021年度)

(2021年3月から2022年2月診療分まで)

新型コロナウイルス感染症の影響で加入者1人当たり医療費の対前年同期比が2020年度に大幅にマイナスになったことの反動で、全国的に加入者1人当たり医療費の対前年同期比はプラスとなった。  
年齢階級別にみてもほとんどの都道府県で全ての年齢階級がプラスに寄与している。

加入者1人当たり医療費の対前年同期比(2021年度)



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特別被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽの2020年5月から2022年4月に受け付けたレセプトについて集計したものです。

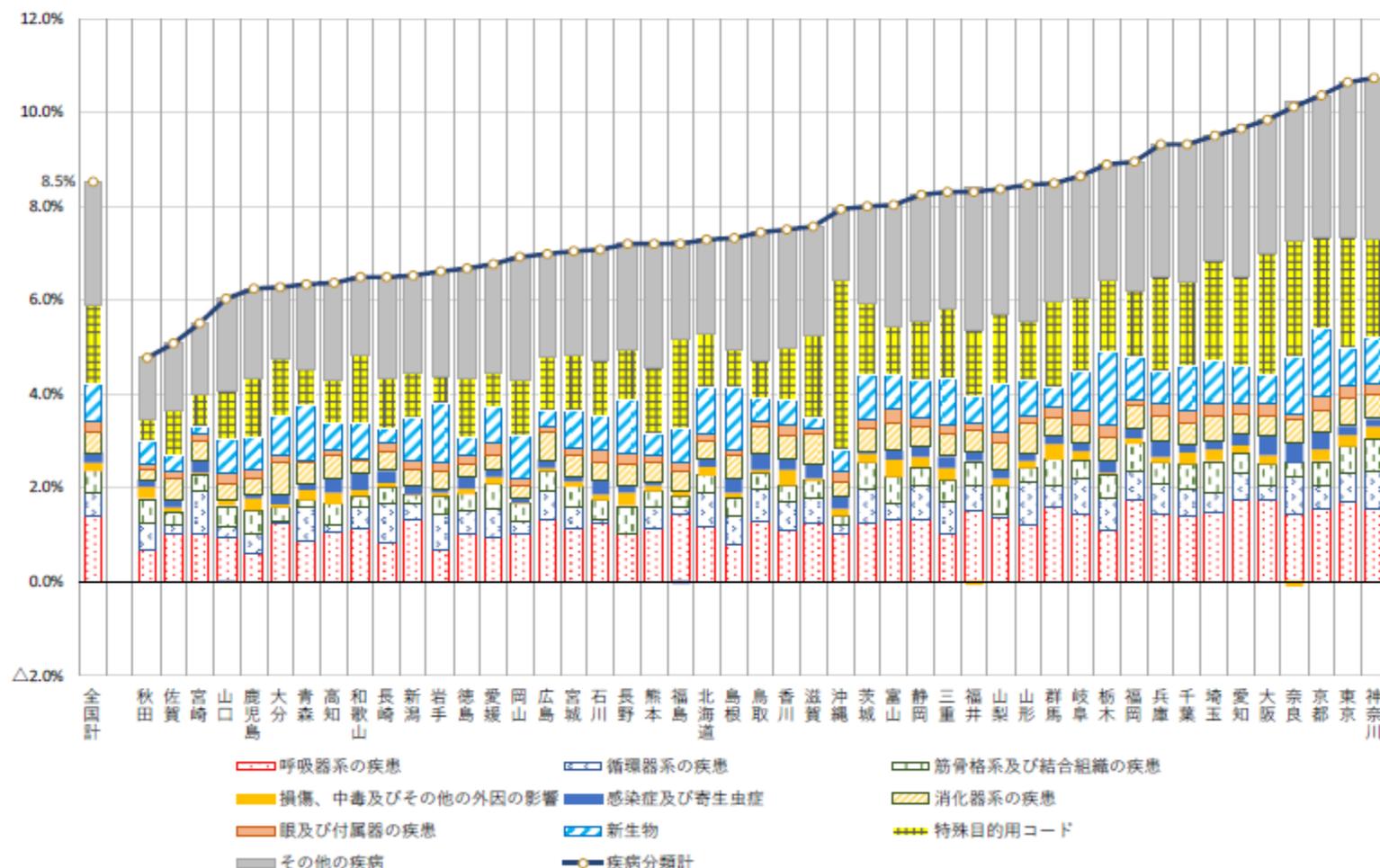
これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※ 1人当たり医療費は、「年齢別1人当たり医療費」が変化しなくても、加入者の異動や高齢化等といった「年齢構成」が変化することでも影響を受けます。年齢構成要因とは、この年齢構成が変化したことによる影響を示したものです。

また、疾病分類別にみると、「呼吸器系の疾患」が2020年度に大幅にマイナスに寄与したことの反動で、加入者1人当たり医療費の対前年同期比の増加に寄与している他、「特殊目的用コード(※)」がプラスに大きく寄与している。

(※)主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病を示す疾病分類である。

加入者1人当たり医療費の対前年同期比(2021年度)

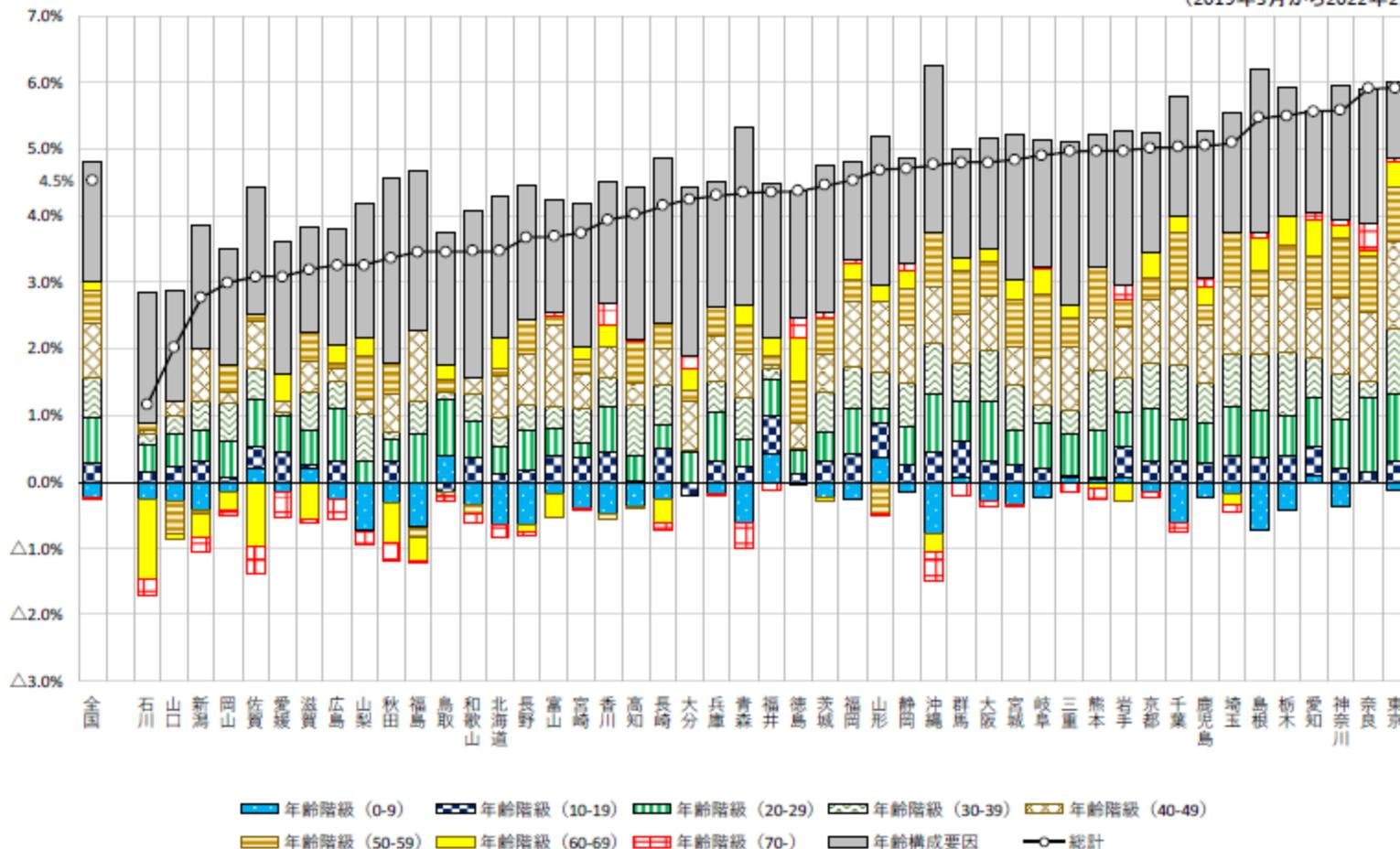


※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽの2020年5月から2022年4月に受け付けたレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

新型コロナウイルス感染症流行前の2019年度の状況と比較するため、加入者1人当たり医療費の対前々年同期比をみると、全国的にプラスとなった。  
 年齢階級別にみると年齢階級「0～9歳」の被扶養者については、ほとんどの都道府県でマイナスに寄与している。

加入者1人当たり医療費の対前々年同期比(2021年度)

(2019年3月から2022年2月診療分まで)



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽの2019年5月から2022年4月に受け付けたレセプトについて集計したものです。

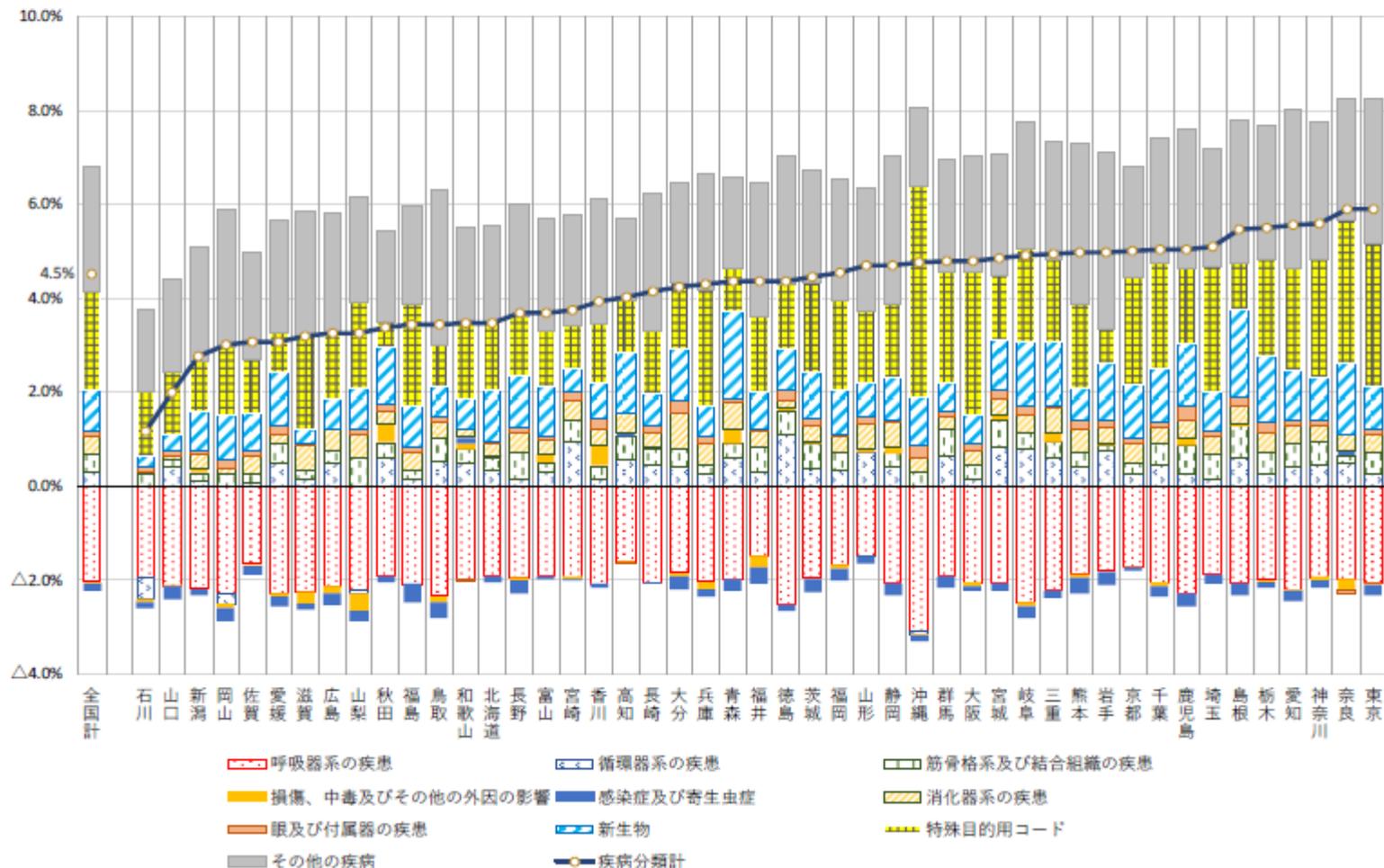
これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※ 1人当たり医療費は、「年齢別1人当たり医療費」が変化しなくても、加入者の異動や高齢化等といった「年齢構成」が変化することでも影響を受けます。年齢構成要因とは、この年齢構成が変化したことによる影響を示したものです。

また、疾病分類別にみると、「呼吸器系の疾患」が全国的にマイナスに大きく寄与しているが、「特殊目的用コード<sup>(※)</sup>」は全国的にプラスに大きく寄与している。

(※)主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病を示す疾病分類である。

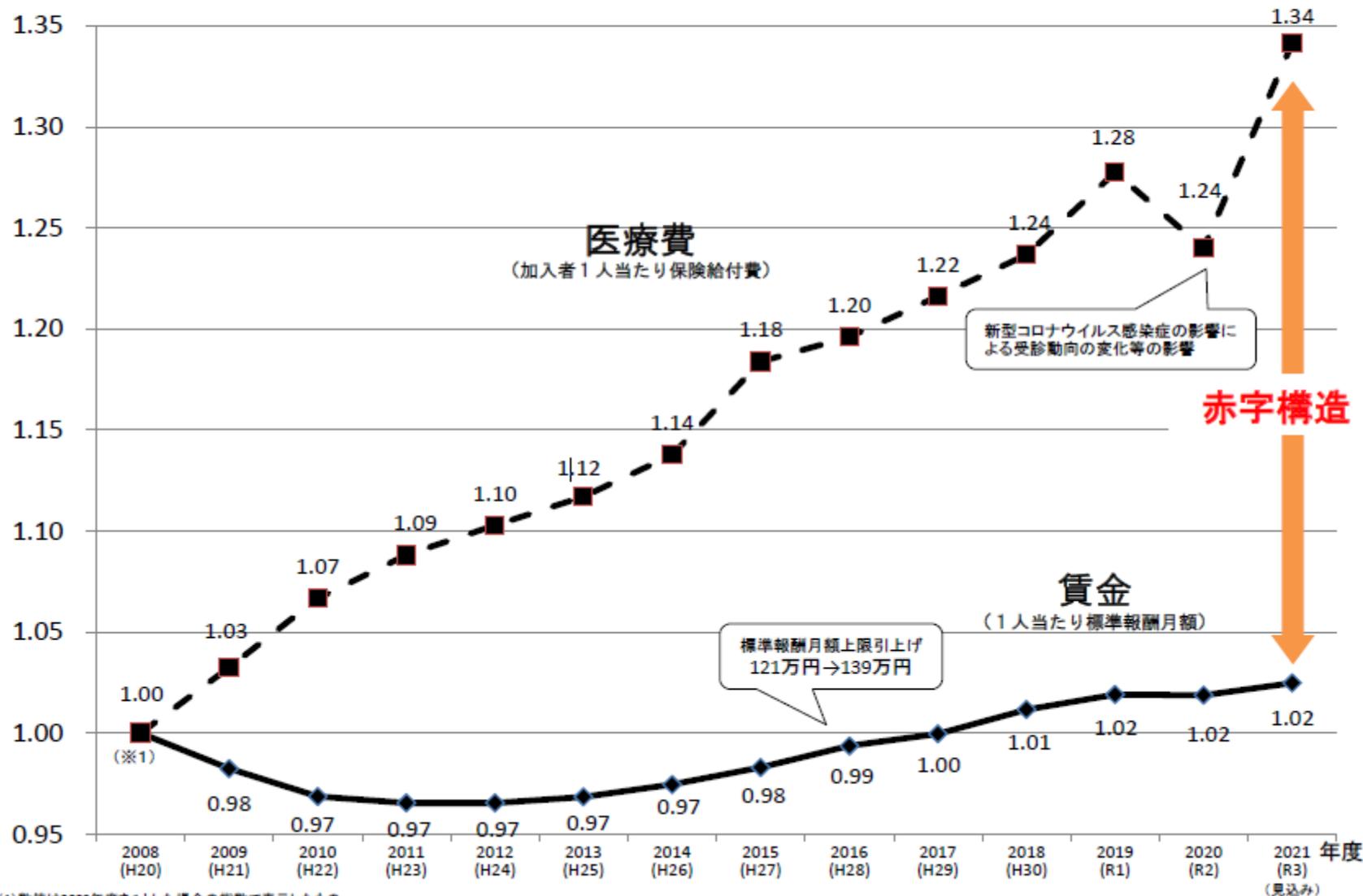
加入者1人当たり医療費の対前々年同期比(2021年度)



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽの2019年5月から2021年4月に受け付けたレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

# 協会けんぽの保険財政の傾向

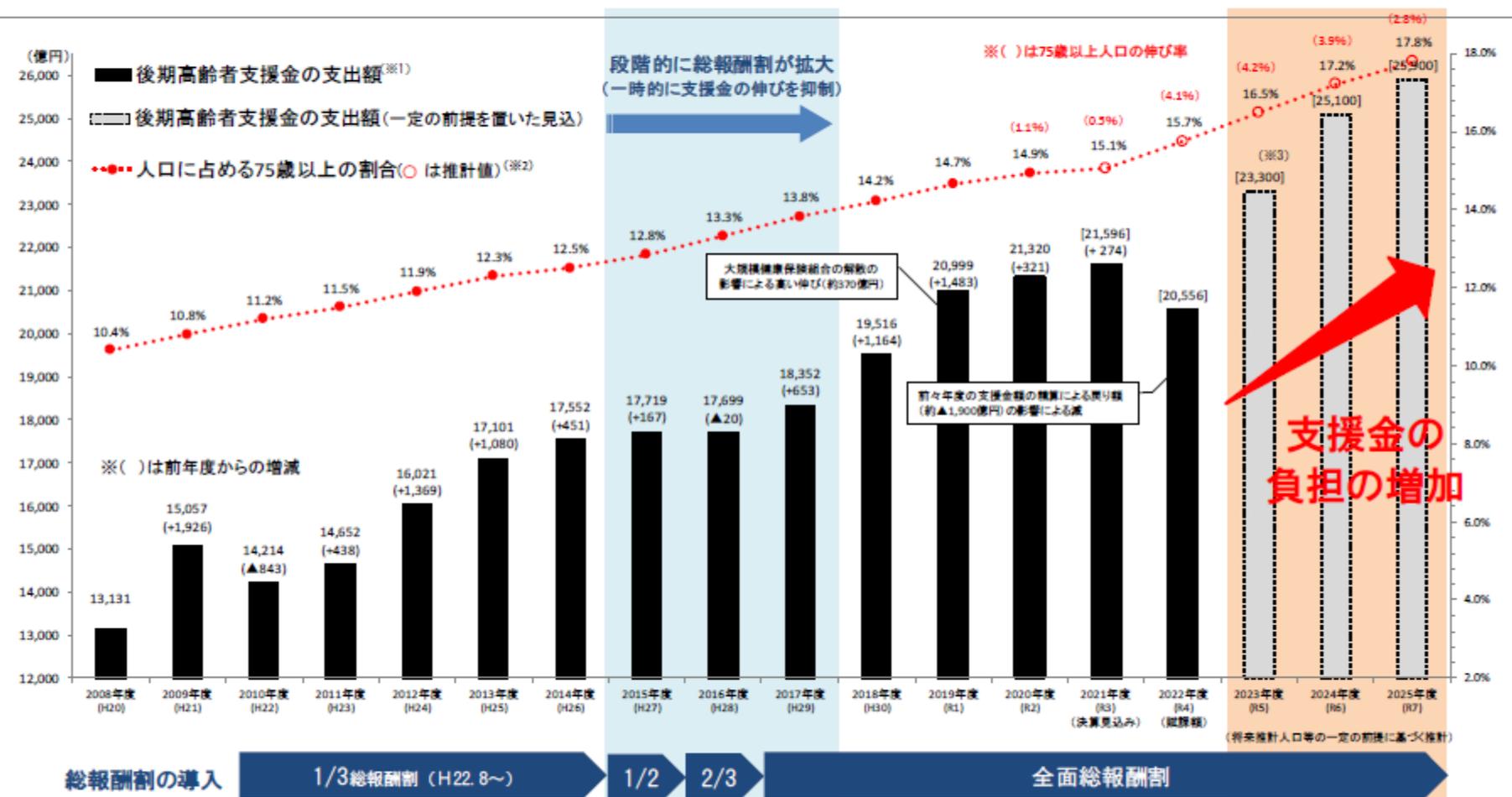
近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



(※1) 数値は2008年度を1とした場合の指数で表示したもの。

# 協会けんぽの後期高齢者支援金の推移

近年、後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大等により一時的に伸びが抑制されていたが、2023年以降は、団塊の世代が75歳以上になり始めるため、大幅な増加が見込まれている。



(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額（当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額）である。  
 (※2) 人口に占める75歳以上の割合については、2020年度以前の実績は「高齢社会白書」（内閣府）、2021年度以降の推計値は「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、2017年推計）による。  
 (※3) 2023年度以降の推計値は、百億円まるめ記載している。

## 協会けんぽの2021年度決算報告書(介護保険分を含む)の概要

(億円)

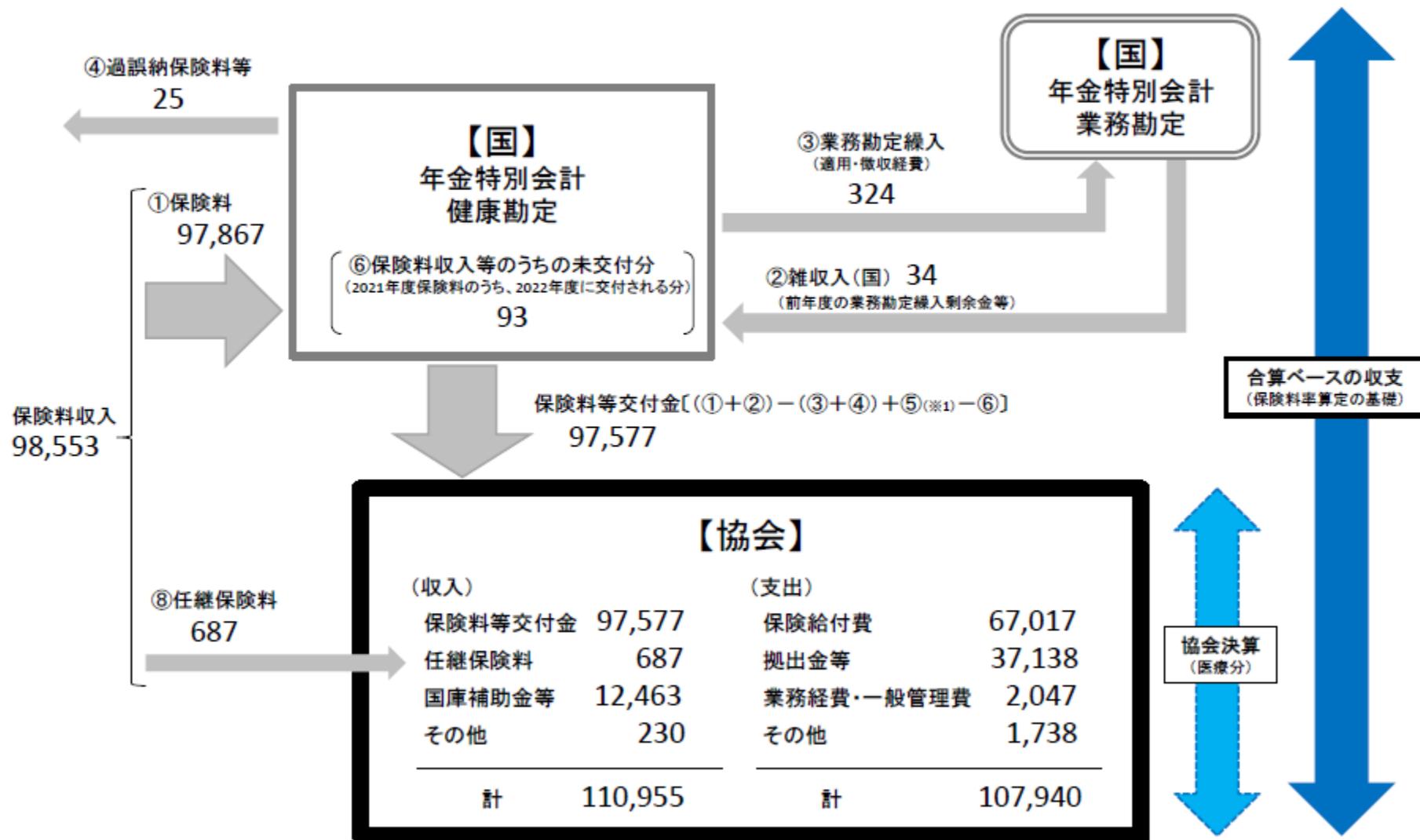
		(a) + (b)	医療分(a)	介護分(b)
収入	保険料等交付金	108,429	97,577	10,853
	任意継続被保険者保険料	730	687	44
	国庫補助金等	12,463	12,463	-
	その他	230	230	-
	計	121,852	110,955	10,897
支出	保険給付費	67,017	67,017	-
	拠出金等	37,138	37,138	-
	介護納付金	10,291	-	10,291
	業務経費・一般管理費	2,047	2,047	-
	その他	1,792	1,738	55
	計	118,285	107,940	10,345
収 支 差		3,567	(※) 3,016	551

注)1. 「協会決算」における医療分(a)の収支差(※)3,016億円と、「協会会計と国の特別会計との合算ベース」(2ページ)における収支差(2,991億円)との差異(24億円)は、国に留保されている未交付分保険料によるものである。具体的には、2020年度末時点で未交付となっていた117億円が2021年度に交付された一方で、2021年度末時点で未交付となった93億円が2022年度の交付となることによるもの。  
 なお、これらの未交付分は保険料率の算定には影響しない。(24億円 = 117億円 - 93億円)

2. 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。
3. 上記の相関関係を示したものが、25ページの図表になる。

# 合算ベースの収支(協会会計と国の特別会計との合算)と協会決算との相違(2021年度医療分)

(単位:億円)



(※1) ⑤は2020年度保険料等のうち、2021年度に協会に交付された交付金(117)

(※2) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。